

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

京都市の人口は、昭和 60 年頃に約 148 万人とピークを迎え、平成 6 年まで減少に転じていたが、平成 7 年から増加傾向に転じ、平成 28 年の国勢調査の結果、約 147.5 万人となった。以降、本市の人口は、減少傾向が続き、令和 7 年 1 月現在 143.5 万人となっており、令和 32 年には、約 124 万人になると推計されている。

京都市の事業所数は、令和 3 年時点で約 7 万件となっており、産業構成は第 2 次産業が約 16%、第 3 次産業が約 84%となっている。また、市内総生産に占める内訳では、サービス業が 25%、製造業が 21%とシェアが高い。特に製造業は、政令指定都市平均（12%）と比較すると、京都市の割合が高くなっており、京都市はものづくり都市といえる。

近年、市内の中小企業者は物価高、価格転嫁、担い手不足などの課題に直面しており、厳しい経営状況にある事業者も多い。これらの課題に対応し、地域経済を活性化するためには、中小企業者の経営基盤の強化、持続的な発展が欠かせない。

これらを実現するため、より生産性の高い先端設備を導入することで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、中小企業の持続的な発展につなげていく。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を図ることにより、本市経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に先端設備等導入計画を 170 件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内全産業において、生産性の向上に向けた取組が求められている状況にあり、業務省力化や生産性の向上に資する先端設備の導入について、最大限支援していく必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設

備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市域全体において、中小企業者の業務省力化や生産性向上に資する先端設備の導入を促進する必要があるため、本計画の対象区域は、京都府京都市の行政区域とする。

(2) 対象業種・事業

本市域全体において、中小企業の業務省力化や生産性向上に資する先端設備の導入を促進する必要があるため、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の全てを対象とするとともに、当該中小企業者が実施する全ての事業を対象とする。

ただし、「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に掲げる事項を除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、認定後であっても、その事実が判明した場合、ただちに認定を取り消す。

(1) 人員削減を目的とする取組

(2) 政治活動又は宗教的活動を目的とする事業

(3) 公序良俗に反する事業

(4) 公的な認定として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）

(5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関係する事業